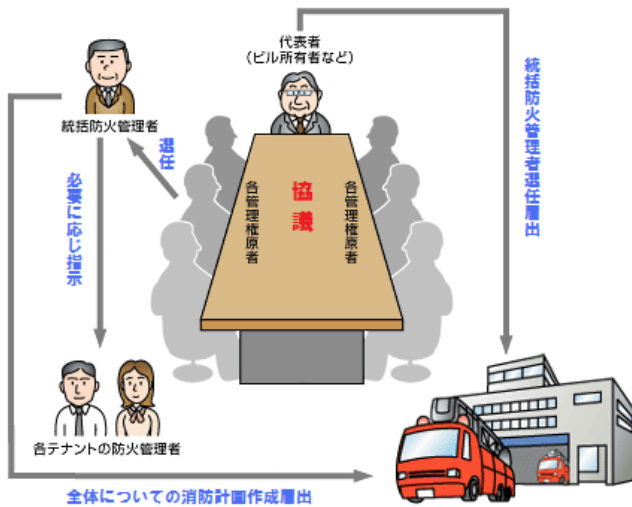


2

統括防火管理制度

1 統括防火管理の重要性



テナントビルなど複数の事業所が入る防火対象物は、事業所（管理権原の範囲）ごとに防火管理が推進されることとなりますが、各事業所が相互に連絡協力し合える体制がなければ、いざというときに混乱を招き、また、消防用設備等の維持管理や、共用部分の管理などに問題が生じる場合があります。こうしたことから、火災などが発生した際の混乱と惨事を防止するため、防火対象物全体の防火管理を統括する防火管理者を、各管理権原者があらかじめ協議して定め、一体的な防火管理を推進することが極めて重要であり、このように防火管理を一体的に行なうことを、統括防火管理といいます。

2 統括防火管理の必要な対象物

統括防火管理を行わなければならない防火対象物は、次のいずれかに該当するものです。
（消防法第8条の2，消防法施行令第3条の3）

- 高さ31mを超える高層建築物でその管理権原が分かれているもの
- 地下街でその管理権原の分かれているもののうち、消防長若しくは消防署長が指定するもの
- 消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる用途が存する防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上、かつ、収容人員が10人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（16）項口に掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもので管理権原が分かれているもの
- 消防法施行令別表第一（16の3）項に掲げる防火対象物で管理権原が分かれているもの

3 統括防火管理者と全体の消防計画

統括防火管理の必要な防火対象物の管理権原者は、防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の消防計画の作成、当該消防計画に基づく消防訓練の実施、避難上必要な施設の管理その他の防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。
（消防法施行令第4条の2）

防火対象物全体の消防計画には、次の事項を定めなければなりません。

（消防法施行規則第4条）

- 管理権原の範囲に関すること
- 防火管理上必要な業務の委託内容
- 消火、通報及び避難等の訓練の定期的な実施に関すること
- 避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、避難誘導に関すること
- 火災の際の消防隊に対する情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- その他、防火対象物全体についての防火管理に関し必要な事項